

電子印章管理弁法について

2025 年 10 月 9 日に国务院事務局より電子印章管理弁法（国务院事務局発〔2025〕33 号）が公布され同日に施行されました。電子印章の規範的管理を強化し、電子印章の普及応用を推進し、行政及び経済社会のデジタル化発展に資するため制定されたものです。

本管理弁法の要点は以下の通りです。

第 2 条

本管理弁法において「電子印章」とは、暗号技術及び関連するデジタル技術に基づき印章を表現する特定のフォーマットデータであり、電子文書の信頼性ある電子署名を実現するために用いられるものを指す。

ex: 印章画像データ、印章名称、印章所有者情報、電子署名認証証明書及びこれに関連する電子署名作成データ等

第 3 条

行政機関、企業・事業単位、社会組織及びその他法律に基づき設立された組織の法定名称印、法定名称を冠した内部機関印（社内において拘束力を持つ印章）、支店印、業務専用印（契約履行等日常業務で使用される印章）、事務処理に使用される個人名印等の電子印章の管理及び応用活動に適用する。

第 5 条

本管理弁法規定に適合する電子印章は、実物印章と同等の法的効力を有する。

第 14 条

企業等の組織は、要求に従い真実かつ合法で有効な資料を提出し、作成管理機関による審査を受けなければならない。

- (一) 電子印章申請が承認されたことを証明する関連書類
- (二) 設立認可文書または設立登記証明書
- (三) 電子印章作成に関連するデータ及び情報
- (四) 作成管理機関が提出を規定するその他の資料

第 16 条

電子印章の作成は、以下の要件を満たさなければならない

- (一) 電子印章の電子署名認証証明書は、合法かつ有効であり、法に基づき設立された機関が発行したものでなければならない。電子印章の有効期限の満了日は、電子印章所有者の電子署名認証証明書の有効期限の満了日を超えてはならない。
- (二) 電子印章のデータ形式、生成プロセス及びアプリケーションインターフェースは、国家の関連標準規範に適合しなければならない。
- (三) 電子印章の画像規格等のデータは、印章管理に関する法令で定める印影規格と一致するものとし、必要に応じて電子印章に関連する注記文字を追加することができる。対応する実物印章がない場合、電子印章の画像データは類似する実物印章の印影規格を参考にすることができる。

第 17 条

電子印章の使用停止、復旧等の状態変更が生じた場合、電子印章所有者または関連機関は速やかに届出すべきである。

第 18 条

電子印章の有効期限満了、電子印章媒体の破損または紛失、電子署名作成データの漏洩等の事由により電子印章の再作成が必要な場合、電子印章所有者は再作成を申請するものとする。再作成手続きは実情に応じて適宜簡略化が可能である。

第 19 条

名称変更、解散、取消、免許取消、破産、分割、合併等の事由が生じた場合、電子印章を抹消しなければならない。電子印章所有者は速やかに電子印章抹消を申請し、管理機関は抹消が必要な電子印章について抹消届出を行う。電子印章所有者が電子印章を抹消すべきであるにもかかわらず抹消しなかった場合、または適時に抹消申請を行えない場合は電子印章発行部門が抹消処理意見書を提出し、管理機関が抹消登録を行う。

第 31 条

電子印章所有者が本弁法の規定に違反した場合、法令に基づき相応の責任を負う。

第 32 条

電子印章を偽造、変造、詐用、盗用した場合、法令に基づき相応の責任を負う。

国と各地域・各関連機関の間で相当な連携や管理が必要とはなりますが、電子署名における利便性や今後の更なるデジタル化による発展を鑑みると、これからの実務運用に留意する必要があります。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里 1 号楼龍輝大廈 12 楼(創富港)12002 室 電話：+86-131-6731-4021 担当：大浦 (OURA) da.oura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路 135 号融盛商務中心 1 号 2113 室 2122 单元 電話：+86-512-6255-0697 担当：高橋 (TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com
上海總公司 上海市黃浦區茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華區双慶路 10 号華潤大廈 32 層 3243 室 電話：+86-28-6115-7211 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道 68 号环球都会广场 1710B 室 電話：+86-20-8559-9936 担当：町田 (MACHIDA) te.machida@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大廈 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：米田 (YONEDA) ka.yoneda@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。